項から第六項までを削り、同条第七項中「この条」を「この項及び次項」に、「第一項及び第二項」を「前二項」に、「第九項まで及び第十一項」を「第六項まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「第二項に規定する特定生産性向上設備等に該当するものをいう。以下この項において同じ。」を削り、「第一項、第二項及び前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項中「第七項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「第九項に」を「前項に」に、「おける第七項又は第八項」を「おける第三項又は第四項」に、「第六十八条の十一第七項又は第八項」を「第六十八条の十一第三項又は第四項」に、「、第七項又は第八項」を「、第三項又は第四項」に、「同条第七項又は第八項」を「同条第三項又は第四項」に、「既に前項」を「既に前項」に、「同条第九項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項中「第六十八条の十一第七項から第九項まで」を「第六十八条の十一第三項から第五項まで」に改め、「、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十三項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十四項中「から第四項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十五項を削り、同条第十六項中「第七項及び第八項」を「第三項及び第四項」に、「に、これら」を「にこれら」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十七項中「第九項の」を「第五項の」に、「第十一項」を「第六項」に、「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第三項」に、「第六十八条の十一第九項」を「第六十八条の十一第五項」に、「、同項」を「同項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十八項を削り、同条第十九項中「第七項から第九項までの規定の」を「第三項から第五項までの規定の」に、「第四十二条の六第七項から第九項まで」を「第四十二条の六第三項から第五項まで」に、「同条第七項から第九項まで」を「同条第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二十項中「第十二項の」を「第七項の」に、「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十一項中「第十三項から第十九項まで」を「第八項から第十二項まで」に、「第十二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第四十二条の九第四項中「第四十二条の六第十二項、次条第五項、第四十二条の十一第五項」を「第四十二条の六第七項」に改め、同条第五項及び第六項中「に、同項」を「に同項」に改める。

第四十二条の十第一項中「第二条第二項第一号に掲げる事業のうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして財務省令で定めるもの又は同項第二号に掲げる事業をいう。以下この条」を「(以下この条」を「(以下第四項まで」に、「(以下この条」を「(以下第三項まで」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「の各号」及び「及び第十項」を削り、「当該各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める」を「当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する」に改め、同項第一号中「限る。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額」を「限る。）」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「構築物　その取得価額の百分の二十五に相当する金額」を「構築物」に改め、同条第二項中「第四項まで」を「この項」に改め、「及び第四項」を削り、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「第一項第一号イに掲げる減価償却資産」を「第一項第一号に掲げる減価償却資産で産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に著しく資する中核的な特定事業として財務省令で定める事業の用に供されるもの（政令で定める規模のものに限る。）」に、「は、第四十二条の四第六項第六号」を「第四十二条の四第六項第六号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除く。）は、同条第六項第六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とし、同条第九項中「に、同項」を「に同項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「又は第三項」及び「若しくは第三項」を削り、「並びに」を「及び」に、「第四十二条の十第二項及び第三項」を「第四十二条の十第二項」に、「同条第二項及び第三項」を「第四十二条の十第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項中「第七項から第九項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第八項とする。

第四十二条の十一第一項中「もの（以下この条」を「もの（以下第三項まで」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「事業（以下この条」を「事業（以下この項及び次項」に改め、「及び第十項」を削り、「百分の五十」を「百分の四十」に、「百分の二十五」を「百分の二十」に改め、同条第二項中「第四項まで」を「この項」に、「百分の十五」を「百分の十二」に、「百分の八」を「百分の六」に改め、「及び第四項」を削り、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項を同条第三項とし、同条第七項中「から第三項までの規定は」を「及び第二項の規定は」に改め、同項第一号中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とし、同条第九項中「に、同項」を「に同項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「又は第三項」及び「若しくは第三項」を削り、「並びに」を「及び」に、「第四十二条の十一第二項及び第三項」を「第四十二条の十一第二項」に、「同条第二項及び第三項」を「同項」に、「第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十一第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項中「第六項から第十一項まで」を「第三項から前項まで」に、「から第五項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第八項とする。

第四十二条の十二第一項及び第二項中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改め、同条第五項中「に、同項」を「に同項」に改め、同条第六項中「第四十二条の十一の二第二項」を「第四十二条の十一の二とする。

第四十二条の十二の二の見出し中「雇用者」を「特定の地域において雇用者」に改め、同条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「に当該法人の」の下に「当該適用年度の特定地域基準雇用者数（当該特定地域基準雇用者数が当該法人の当該適用年度の」を、「控除した数」の下に「。以下この項において「調整基準雇用者数」という。）を超える場合には、当該調整基準雇用者数」を加え、同条第三項中「第六十八条の十五の三第二項」を「第六十八条の十五の二第二項」に改め、同条第五項第一号中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第五号及び第十号」を「第六号及び第十一号」に改め、同項第三号中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第四号中「第六号及び第九号」を「第七号及び第十号」に改め、同項第十号中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　特定地域基準雇用者数　適用年度開始の日において地域雇用開発促進法第七条に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する法人の事業所（当該適用年度において第二項の規定の適用を受ける場合には、その適用に係る次号に規定する特定業務施設を除く。）において当該適用年度に新たに雇用された次に掲げる要件を満たす雇用者で当該適用年度終了の日において当該事業所に勤務するものの数（その数が当該事業所のみを当該法人の事業所とみなした場合における当該適用年度の基準雇用者数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

イ　当該法人との間で労働契約法第十七条第一項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

ロ　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条に規定する短時間労働者でないこと。

第四十二条の十二の二第八項中「に、これら」を「にこれら」に、「なる基準雇用者数」を「なる特定地域基準雇用者数」に、「記載された基準雇用者数」を「記載された特定地域基準雇用者数」に改め、同条第十項中「第四十二条の十二の二第一項」を「第四十二条の十二第一項」に、「雇用者」を「特定の地域において雇用者」に、「第四十二条の十二の二第二項又は第三項」を「第四十二条の十二第一項から第三項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第四十二条の十二の二第二項及び第三項」を「第四十二条の十二第一項から第三項まで」に改め、同条を第四十二条の十二とし、同条の次に次の一条を加える。